青少年を取り巻く有害環境 の現状について(案)

(SNS等に起因した青少年の性被害等)

青森県警察本部 人身安全対策課

児童の性的搾取等に係る対策

○ 「子供の性被害防止プラン(児童の性的 搾取等に係る対策の基本計画)2022」(令 和4年5月20日、閣議決定)

スマートフォンなどのインターネット接続機器等が普及する中で、SNSに起因する性被害に遭う児童数が高水準で推移しており、同情勢や課題に対応するために本計画が取りまとめられた。

対策の6柱

- (1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
- (2) 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
- (3) 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- (4) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- (5) 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- (6) 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

児童の性的搾取等に係る対策

- 〇 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日、関係府省会議等)
 - ・改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - ・相談窓口の周知広報の強化
 - ・相談・被害申告への適切な対応のための 体制整備

刑法及び刑訟法の改正(抜粋)

- 強制わいせつ罪等を統合し、同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態でのわいせつ行為又は性交等であることを中核とする要件として規定し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とした。
- いわゆる性交同意年齢を16歳とし、その者が13歳以上であるときは、「その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者」が行為者である場合に処罰することとした。
- わいせつ目的で、16歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等を処罰対象とする罪を新設した。
 - ※ 不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、16歳未満の者に対する面会要求等の 罪については、令和5年7月13日から施行

【県警の取組状況】

- 青少年のネットセーフティ向上推進事業 (R3年度~R4年度)
- 青少年のネットセーフティ加速化事業 (R5年度~R7年度)
- 県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域作り推進事 業(R6年度~R8年度)
- 通信事業者に対するフィルタリング普及依頼
- 合同サポートチームによる小中高の児童・生徒、保護者に対する「情報モラル教室の実施」
- 各警察職員による非行防止·情報モラル講話
- 県警Webページ、SNS等を活用した広報啓発
- サイバーパトロールによる注意喚起
- 福祉犯取締りの強化

など

SNSに起因する事犯の被害児童の推移 (全国)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 生	41	55	72	84	83	114	139
中学生	676	624	847	695	718	718	748
高校生	941	991	1,044	917	937	833	713
その他	155	141	119	123	74	67	65
合 計	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665

(単位:人)

小学生の被害が増加しており、被害の低年齢化が見られる。

警察庁統計(令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況)

SNS等介在の福祉犯被害児童の推移 (県 内)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 生	0	0	1	1	0	0	١
中学生	8	4	2	2	5	9	7
高 校 生	וו	15	6	15	20	10	7
その他	2	1	2	J	0	1	0
合 計	21	20	11	19	25	20	15

(単位:人)

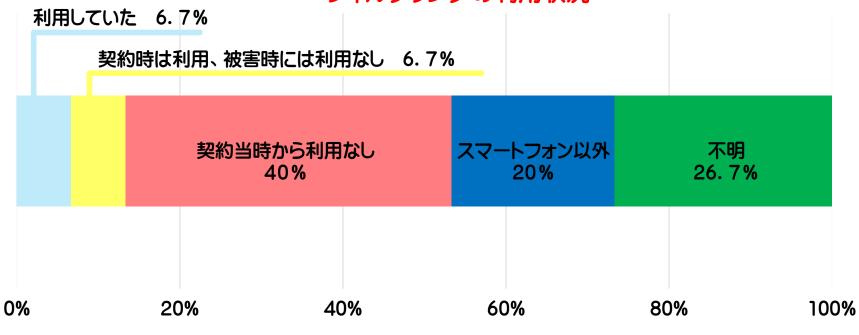
依然として高校生が占める割合が高い。

令和5年、県内におけるSNS等介在の福祉犯被害児童数 (学職別)

学職	児童買春	児童ポルノ	保護条例 (淫行)	保護条例 (深夜同伴)
小学生	0	1	0	0
中学生	1	1	3	2
高校生	2	2	3	0
合計	3	4	6	2

(単位:人)

令和5年、県内におけるSNS等介在の福祉犯被害児童のフィルタリングの利用状況

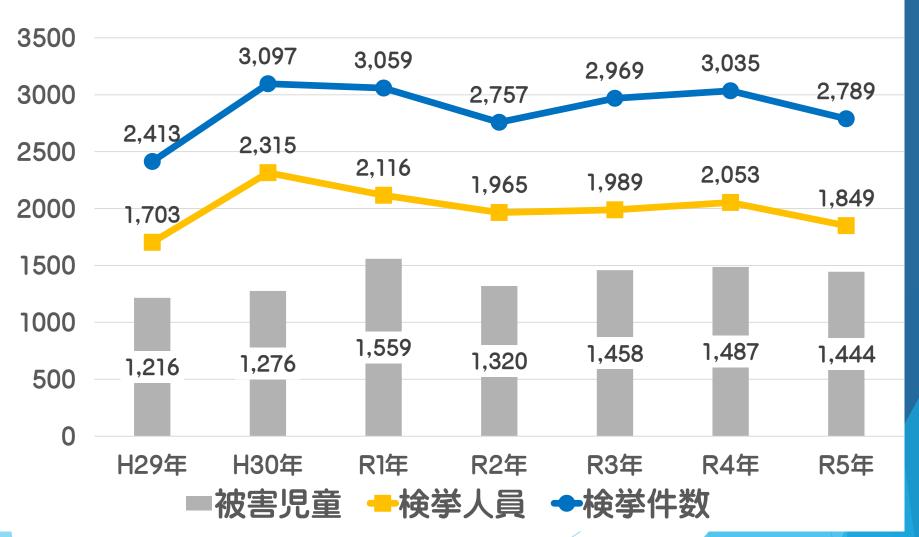


※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

	利用していた	契約時は利用、被害 時に利用なし	契約当時から利用なし	スマートフォン以外	不明
令和5年	1	1	6	3	4

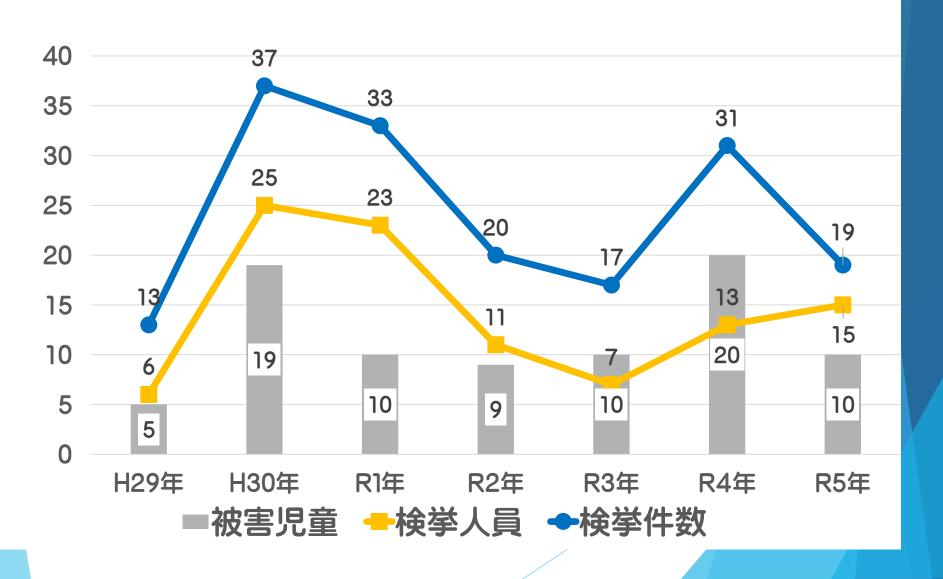
(単位:人)

【児童ポルノ事犯】検挙件数・人員・被害児童数の推移(全国)



警察庁統計(令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況)

【児童ポルノ事犯】検挙件数・人員・被害児童数の推移(県内)



令和5年、県内における県内の児童ポルノ事犯の被害児童数 (学職別)

学職	自画撮り	不同意性交等	保護条例	その他
小学生	1	0	0	0
中学生	3	1	1	0
高校生	3	0	0	1
合 計	7	1	7	1

(単位:人)

県内の自画撮り被害に関する相談

年次	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
16、17歳	2	7	5	2	4
13歳~15歳 (被害者との年齢差が5歳を超える)	0	0	0	0	ן
13歳~15歳 (被害者との年齢差が5歳未満)	2	0	0	1	1
13歳~15歳 (被疑者との年齢差不明)	1	0	2	5	3
12歳以下	0	1	1	1	5
件 数	5	2	8	9	14

(単位:件)

事件に至らないまでも、「自画撮り画像を要求された。」「要求されて画像を送ってしまった。」との相談を受理している状況

【児童ポルノ事犯の現状】

- 全国のSNSに起因する事犯の被害児童は、小 学生が増加傾向。
- 本県のSNSに起因する事犯の被害児童は、依然として高校生が占める割合が高い。
- 本県においても、自分で撮影した児童ポルノ画像を相手に送信する自画撮り被害が発生している。
- 本県の自画撮り被害の相談が増加している。

【事例】事件として捜査

事例1(執拗に画像を要求された事例)

A (高校生) は、BとSNSで連絡を取り合っていたが、Bから執拗に裸の画像を送るよう迫られた。

当初、断っていたものの、しつこく要求されたため、裸の画像を送ってしまった。

捜査時、既に画像が消去されていたため、児童ポルノ製造事件として立件出来ず。

事例2(画像を拡散すると脅された事例)

C(中学生)は、自身のSNSにメッセージをくれる同性、同年齢をかたるDと仲良くなったが、Dから身体特徴の悩みを相談されるとともに、下着姿の画像を送って欲しいと頼まれ、同性なら大丈夫と考え、下着姿の画像を送ってしまった。

その後、Dの要求がエスカレートしてきたため、断ったところ、「下着姿の画像を拡散する。」と脅され、裸の画像を送ってしまった。

県内の少年の補導状況(令和5年)

	区分乀年別対比			令和4年	令和5年	増減数
非	行	小	年	144	195	5 1
	刑法	犯少	年	126	158	3 2
		犯罪少	年	74	9 1	17
		触法少	年	5 2	6 7	1 5
	特別	法犯少	年	16	3 7	2 1
		犯罪少	年	15	3 3	18
		触法少	年	1	4	3
	<	犯少	年	2	0	▲ 2
不具	見 行	為少	年	847	1,120	273

(単位:人)

非行少年·不良行為少年に関しては、平成15年から減少していたが、令和4年から増加に転じており、規範意識の低下が懸念される。

【児童ポルノ事犯による青少年の健全育成上の問題】

インターネット上に流出した画像等は回収が困難であり、将来にわたって被害者を苦しめる。

対策

青森県警察では、県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域作り推進事業、通信業者への協力依頼、青少年及び保護者に対する情報モラル教室の開催、広報活動、サイバー空間の監視による被害防止、取締りの強化など、様々な対策を講じているものの、児童ポルノ被害がなくなることはない。

【新たな環境整備が必要】